表 紙

技術資料

２０２５年　　月　　日

日本郵便株式会社

（代行者）

日本郵政建築株式会社

中部支社長　様

住　　　　所

商号又は名称

代 表 氏 名　　　　　　　　　　　　　㊞

「日本郵便(株)施設の小規模修繕工事等受注者の募集」の技術資料を下記のとおり提出します。

なお、「日本郵便(株)施設の小規模修繕工事等受注者の募集」の２（１）に該当しない者であること及び２（２）に定める要件を満たし、かつ提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

【　各エリア共通書類等　】

１　有資格技術者数【　○　名　】（４名以上であること）

（上記の名簿及び資格を証明できる資格証等の提出は不要）

２　総合評定値通知書（写）　ただし、直近の２期分を提出　　　　　　　　・・・別添のとおり

【　登録を希望するエリア毎に必要となる書類等　】

３　配置技術者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・様式１のとおり

（担当技術者の資格を証明できる資格証（写し）の提出は、指名通知後としてもよい。）

４　単価等（別添のほか、希望エリア毎の電子データ「Excelファイル」をメール添付にて提出すること）

1. 労務単価・諸経費率　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・様式２のとおり
2. 標準工事価格（１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・様式３のとおり
3. 標準工事価格（２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・様式４のとおり

なお、公告からダウンロードした当該Excelファイルは①～③を１つのシートとしている。

　５　事業所の所在地に関する要件（複数のエリアを希望する場合はそれぞれの事業所要件を満たすこと）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【〇〇県〇〇エリア分】 | 【〇〇県〇〇エリア分】 | 【〇〇県〇〇エリア分】 |
| 〇〇支店 | 〇〇営業所 | 左記に同じ |
| 〇〇県〇〇市〇〇町＊－＊ | 〇〇県〇〇市〇〇町＊－＊ | 左記に同じ |

提出資料は以上（注）

【　問い合わせ先　】

作成責任者　　〇〇建築株式会社　営業部　部長　〇〇　〇〇

電話番号　\*\*\*－\*\*\*\*－\*\*\*\*

Ｅ－mail　　 \*\*\*\*\*\*\*\*\*\*＠\*\*\*\*\*．\*\*\*

（注）：指名又は非指名通知に必要な速達とする一般書留郵便料金相当の郵便切手（８９０円）を貼付した「長形３号封筒」を同封すること。

様式１

配置技術者

商号又は名称：○○○○建設株式会社

【○○県○○エリア分】

担当技術者の資格（当初提出時に記入）

技術者１（主担当：表④のいずれかの資格を有する者であること）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①技術者の氏名 | ○○　○○ | | |
| ②役職 | ○○部（課・係）長 | ③実務経験年数 | ○○　年 |
| ④法令による資格・免許等  該当する□を■とする。 | □１級建築施工管理技士 　　　　（第○○○○号） 年　月　日取得  □２級建築施工管理技士 　 　　 （第○○○○号） 　 年　月　日取得  □一級建築士　　　　　　　　　 （ ） 　 年　月　日取得  □二級建築士　　　　　 　 　　 （　　　　　　） 　 年　月　日取得  □監理技術者資格者証　 　 　　（　　　　　　） 　 年　月　日取得  □監理技術者講習終了証　　　　 （　　　　　　） 　 年　月　日取得  （国土交通（建設）大臣認定） | | |

技術者２（副担当：表④の資格保有は問わない）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①技術者の氏名 | ○○　○○ | | |
| ②役職 | ○○部（課・係）長 | ③実務経験年数 | ○○　年 |
| ④法令による資格・免許等  該当する□を■とする。 | □１級建築施工管理技士 　　　　（第○○○○号） 年　月　日取得  □２級建築施工管理技士 　 　　 （第○○○○号） 　 年　月　日取得  □一級建築士　　　　　　　　　 （ ） 　 年　月　日取得  □二級建築士　　　　　 　 　　 （　　　　　　） 　 年　月　日取得  □監理技術者資格者証　 　 　　（　　　　　　） 　 年　月　日取得  □監理技術者講習終了証　　　　 （　　　　　　） 　 年　月　日取得  （国土交通（建設）大臣認定） | | |

記入上の注意点

１　技術者は、当該工事に従事する担当技術者を２名（主担当及び副担当）選定すること。

２　役職は、２０２５年６月１日現在で従事している役職名称を記入すること。役職が特にない場合は、記入は不要。

３　実務経験年数は、２０２５年６月１日現在で記入すること（年数に端数がある場合は、切り上げて記入すること。）。

４　法令による資格・免許等については、一覧にあるもので担当する技術者が保有している資格・免許等について記入すること。

５　上記の選定した主担当の技術者は、他のエリアに重複しての応募は認めない。（長崎県五島・鹿児島県奄美エリアは除く）また、事前指名者の指名継続について承諾した応募者においては、既に従事している主担当技術者は他のエリアに重複しての応募は認めない。（長崎県五島・鹿児島県奄美エリアは除く）

なお、副担当技術者は他のエリアとの重複を可とする。

６　指名通知後、指名期間中は、配置した担当技術者の安易な変更は行わないこと。

様式２

労務単価・諸経費率

商号又は名称：○○○○建設株式会社

【○○県○○エリア分】

１　表１の記入要領

(1) 労務単価

修繕工事費の直接工事費を算出する場合の労務単価を、職種別に網掛け箇所に記入する（①調査費は必要な場合、記入する。評価の対象となる。）。ただし、労務単価は、表１の標準単価（基準額）を上回らないこと。

なお、表中の標準単価(基準額)は、公告掲載している別ファイル「中部支社基準額・諸経費率(上限)」から転記すること。以下、様式３(表２)及び様式４(表３)の標準価格(基準額)も同じ。

(2) 諸経費

⑯から㉑の網掛け箇所には、自社で定めた修繕工事の直接工事費に対する諸経費率(％)を記入する。

（⑯の設備下請経費は必要な場合のみ、㉑の事前指名体制費は必ず記入する。評価の対象となる。）

ただし、諸経費率及び事前指名体制費率は、公告掲載している別ファイル「中部支社基準額・諸経費率(上限)」に掲載されているエリア毎の上限率(％)をそれぞれ上回らないこと。

なお、諸経費の内訳は現場管理費と一般管理費とし、詳細は公共建築工事共通費積算基準のとおり。

表１

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 職　種 | 摘要 | 労務単価  （円／日） | 係 数 | ポイント数 | 標準単価  (基準額) |
|  | 調査費 | 現地調査に必要な費用  (必要な者のみ記入する) |  | 5 |  |  |
| ② | 普通作業員 | 平日昼間の単価を記入 |  | 2 |  | 000,000 |
| ③ | 塗装工 | 平日昼間の単価を記入 |  | 4 |  | 000,000 |
| ④ | 内装工 | 平日昼間の単価を記入 |  | 6 |  | 000,000 |
| ⑤ | 建具工 | 平日昼間の単価を記入 |  | 9 |  | 000,000 |
| ⑥ | ガラス工 | 平日昼間の単価を記入 |  | 1 |  | 000,000 |
| ⑦ | 大工 | 平日昼間の単価を記入 |  | 1 |  | 000,000 |
| ⑧ | 金物、板金工 | 平日昼間の単価を記入 |  | 2 |  | 000,000 |
| ⑨ | 防水工 | 平日昼間の単価を記入 |  | 1 |  | 000,000 |
| ⑩ | 左官工 | 平日昼間の単価を記入 |  | 1 |  | 000,000 |
| ⑪ | はつり工 | 平日昼間の単価を記入 |  | 1 |  | 000,000 |
| ⑫ | 電工 | 平日昼間の単価を記入 |  | 10 |  | 000,000 |
| ⑬ | ダクト工 | 平日昼間の単価を記入 |  | 1 |  | 000,000 |
| ⑭ | 配管工 | 平日昼間の単価を記入 |  | 2 |  | 000,000 |
| ⑮ | 保温工 | 平日昼間の単価を記入 |  | 1 |  | 000,000 |
|  | ポイント数小計 |  |  |  |  |  |
|  | 項目 | 摘要 | 諸経費率（％） | 係数 | ポイント数 |  |
| ⑯ | 設備下請経費 | 注1 |  | － |  |  |
| ⑰ | 諸経費1 | 0円～20万円以下 注2 |  | 0.66 |  |  |
| ⑱ | 諸経費2 | 20万円超～60万円以下 注2 |  | 0.21 |  |  |
| ⑲ | 諸経費3 | 60万円超～100万円以下 注2 |  | 0.1 |  |  |
| ⑳ | 諸経費4 | 100万円超～200万円以下 注2 |  | 0.03 |  |  |
| ㉑ | 事前指名体制費 | 注3 |  | 1 |  |  |
|  | ポイント数小計 |  |  |  |  |  |
|  | ポイント数合計 |  |  |  |  |  |
| 注１・・・設備労務費（⑫～⑮）に対する下請経費（必要な者のみ記入）  注２・・・諸経費は工事に関する現場管理費及び一般管理費とし、そのほかの費用は含めないこと  注３・・・年間を通じて事前指名条件書の条件（工事以外）を実施するために必要な費用（必ず記入） | | | | | | |

様式３

標準工事価格（１）

商号又は名称：○○○○建設株式会社

【○○県○○エリア分】

表２の記入要領

下表に設定する標準工事について、**単一工事として実施する場合の直接工事費及び発生材処分費並びに諸経費等を含めた一式の総額金額**（総見積金額（税抜）相当額。平日の単価）を網掛け箇所に記入する。

ただし、標準工事の総額金額は表２の標準価格（基準額）を上回らないこと。

なお、**単一工事とは①から③を各々別に実施するもので、例えば「①ﾍﾞﾈｼｬﾝﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ取替」と「③ドアチェック交換工事」を一契約で実施する場合は、単一工事とはみなさない。**

表２

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 標準工事 | 材料規格・材料寸法  摘要等 | 数量 | 単位 | 総額金額  （円/一式） | 係数 | ﾎﾟｲﾝﾄ数 | 標準価格  (基準額) | 備考 |
| ① | ﾍﾞﾈｼｬﾝﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ取替 | ｱﾙﾐ製ｷﾞｱ式ｽﾗｯﾄ巾35㎜  W2200×H2000　（程度） | 1 | 箇所 |  | 6 |  | 000,000 |  |
| ② | 一般用配管の漏水修繕 | パッキン取替 | 1 | 箇所 |  | 1 |  | 000,000 |  |
| ③ | ドアチェック交換 | (一般用・重量用) | 1 | 箇所 |  | 10 |  | 000,000 |  |
|  | ポイント数小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

【使用材料（程度）】

①ﾍﾞﾈｼｬﾝﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ取替・・・・立川ブラインド工業㈱：モノコム３５

㈱ニチベイ　　　　　：ユニコンモア３５

②ドアチェック交換工事(一般用・重量用)・・・・ニュースター：PS-7004A

リョービ　 ：Ｓ２３Ｐ・Ｓ２３ＰＤ

様式４

標準工事価格（２）

商号又は名称：○○○○建設株式会社

【○○県○○エリア分】

表３の記入要領

下表に設定する標準工事について、**単一工事として実施する場合の直接工事費及び発生材処分費並びに諸経費等を含めた一式の総額金額**（総見積金額（税抜）相当額。平日の単価）を記入する。

ただし、標準工事の総額金額は表３の標準価格（基準額）を上回らないこと。

なお、**単一工事とは④から⑱を各々別に実施するもので、例えば「④住宅用台所排水管の詰まり修繕」と「⑭住宅用玄関扉ドアチェック取替」を一契約で実施する場合は、単一工事とはみなさない。**

表３

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 標準工事 | 材料規格・材料寸法  摘要等 | 数量 | 単位 | 総額金額  （円/一式） | 係数 | ﾎﾟｲﾝﾄ数 | 標準価格  (基準額) | 備考 |
| ④ | 住宅用雑排水管の詰まり修繕 | 薬品洗浄・トーラー | 1 | 箇所 |  | 1 |  | 000,000 |  |
| ⑤ | 住宅用便所排水管の詰まり修繕 | 薬品洗浄・トーラー | 1 | 箇所 |  | 1 |  | 000,000 |
| ⑥ | 住宅用配管の漏水修繕 | パッキン取替 | 1 | 箇所 |  | 1 |  | 000,000 |  |
| ⑦ | 住宅用台所水栓の取替 | 泡まつ自在水栓 | 1 | 箇所 |  | 1 |  | 000,000 |  |
| ⑧ | 住宅用洗濯機水栓の取替 | 緊急止水弁付横水 | 1 | 箇所 |  | 1 |  | 000,000 |
| ⑨ | 住宅用トイレロータンク修繕 | ボールタップ・フロート弁取替 | 1 | 箇所 |  | 1 |  | 000,000 |  |
| ⑩ | 住宅用給湯器（風呂釜含む）追焚き不良修繕 | ※消耗品交換含む。  ※現地作業 | 1 | 箇所 |  | 1 |  | 000,000 |  |
| ⑪ | 住宅用給湯器（風呂釜含む）着火不良修繕 | ※消耗品交換含む。  ※現地作業 | 1 | 箇所 |  | 1 |  | 000,000 |
| ⑫ | 住宅用台所換気扇取替１ | 15cm  ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞ･ｳｪｻﾞｰｶﾊﾞｰ除く | 1 | 箇所 |  | 1 |  | 000,000 |  |
| ⑬ | 住宅用台所換気扇取替２ | 20cm  ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞ･ｳｪｻﾞｰｶﾊﾞｰ除く | 1 | 箇所 |  | 1 |  | 000,000 |
| ⑭ | 住宅用玄関扉ドアチェック取替 | BL製品　標準取付  標準型　30kg以下用 | 1 | 箇所 |  | 1 |  | 000,000 |  |
| ⑮ | 住宅ハウスクリーニング | 65㎡程度　水廻り有  ※台所、トイレ、浴室 | 1 | 式 |  | 1 |  | 000,000 |  |
| ⑯ | 住宅用天井・壁塗替 | EP塗替　C種  ※6畳間　（塗面32㎡程度）  ※什器移動含む | １ | 式 |  | 1 |  | 000,000 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ⑰ | 襖張替（両面） | 900×1800  新鳥の子 | ４ | 枚 |  | １ |  | 000,000 |  |
| ⑱ | 畳表替 | JAS規格2等　麻引き  ※6畳間  ※什器移動含む | ６ | 枚 |  | １ |  | 000,000 |  |
|  | ポイント数小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

【使用材料（程度）】

　⑦住宅用台所水栓の取替　・・・・・TOTO株式会社　　 　 ：Ｔ１３０ＡＵＮ１３Ｃ　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社LIIL　　 ：ＬＦ－１２Ｆ－１３－Ｕ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（旧：株式会社INAX）

⑧住宅用洗濯機水栓の取替　・・・・TOTO株式会社　　　 　　 ：ＴＷ１１Ｒ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社LIXIL　　　　　 ：ＬＦ－ＷＪ５０ＫＱＡ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（旧：株式会社INAX）

⑨住宅用トイレロータンク修繕

ボールタップ・フロート弁取替・・TOTO株式会社　　　　　 ：ＴＨＹＳ２Ａ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般型　長さ１００ｍｍ

⑫住宅用台所換気扇取替１・・・・・三菱電機株式会社　　　　 ：ＥＸ－１５ＬＦＨ８－Ｍ

　　　　　　　　　　　　　　　　　パナソニック株式会社　　 ：ＦＹ－１５ＰＧ５

⑬住宅用台所換気扇取替２・・・・・三菱電機株式会社　　　　 ：ＥＸ－２０ＬＭＰ９－Ｆ

　　　　　　　　　　　　　　　　　パナソニック株式会社　　 ：ＦＹ－２０ＥＨ５

⑭住宅用玄関扉ドアチェック取替・・ＲＹＯＢＩ（リョービ） ：Ｓ１２２ＰＬ　ストップ付

日本ドアチェック製造株式会社 ：７０００シリーズ

＜参考＞

**申請時に提出する技術資料は↑ここまで！**

上記　**赤文字**又は**赤色**（金額入力）部分に所定内容を入力する。

登録を希望するエリアが複数ある場合は、

**様式１から様式４までをそれぞれのエリア毎に作成**

すること。

様式２、様式３、様式４の表中「標準単価」（基準額）、「標準価格」（基準額）又は諸経費率の上限は、公告掲載している別ファイル「中部支社基準額・諸経費率(上限)」による。

登録を希望するエリアの基準額・上限率と他エリアの基準額・上限率を間違えないよう十分に確認のうえ、提出すること。

指名審査（技術資料（労務単価・諸経費率―様式２及び標準工事価格（１）・（２）－様式３・４））の評価の方法

技術資料様式２及び様式３並びに様式４の評価の方法は次のとおりとする。

１ 様式２のポイント数算出方法

(１) 下表の職種別に提出された労務単価Aに、予め職種別に定めた係数Bを乗じたポイント数Cを算出する。＜ D＝①から⑮までのポイント数Cの小計 ＞

(２) 上記で求めたポイント数の小計Dに⑰～㉑諸経費等に予め定めた諸経費率と係数を乗じて諸経費等ポイント数を算出する。

なお、⑯設備下請経費のポイント数は、⑫電工、⑬ダクト工、⑭配管工及び⑮保温工のポイント数の小計Eに諸経費率Fを乗じて諸経費ポイント数を算出する。＜ E＝⑫から⑮までのポイント数の小計 ＞

(３) (１)で算出したポイント数Dに、(２)で算出したポイント数Lを加えた値をポイント数Mの小計とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 職　種 | 摘要 | 該当項目 | | | 労務単価  （円／日）  A | 係 数  B | ﾎﾟｲﾝﾄ数  C（A×B） |
| 建築 | 電気 | 管 |  |  |  |
| ① | 調査費 | 現地調査に必要な費用  (必要な者のみ記入する) | ○ | ○ | ○ |  | 5 |  |
| ② | 普通作業員 | 平日昼間の単価を記入 | ○ | ○ | ○ |  | 2 |  |
| ③ | 塗装工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  | ○ |  | 4 |  |
| ④ | 内装工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 6 |  |
| ⑤ | 建具工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 9 |  |
| ⑥ | ガラス工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 1 |  |
| ⑦ | 大工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 1 |  |
| ⑧ | 金物、板金工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 2 |  |
| ⑨ | 防水工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 1 |  |
| ⑩ | 左官工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 1 |  |
| ⑪ | はつり工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 1 |  |
| ⑫ | 電工 | 平日昼間の単価を記入 |  | ○ |  |  | 10 |  |
| ⑬ | ダクト工 | 平日昼間の単価を記入 |  |  | ○ |  | 1 |  |
| ⑭ | 配管工 | 平日昼間の単価を記入 |  |  | ○ |  | 2 |  |
| ⑮ | 保温工 | 平日昼間の単価を記入 |  |  | ○ |  | 1 |  |
|  | 小計D |  |  |  |  |  |  | D |
|  | 項目 | 摘要 | 建築 | 電気 | 管 | 諸経費率 | 係数 | ﾎﾟｲﾝﾄ数 |
| ⑯ | 設備下請経費 | 注１ |  | ○ | ○ | F(%) | － | E×F(%) |
| ⑰ | 諸経費1 | 0円～20万円以下 注2 | ○ | ○ | ○ | G(%) | 0.66 | D×G(%)×0.66 |
| ⑱ | 諸経費2 | 20万円超～60万円以下 注2 | ○ | ○ | ○ | H(%) | 0.21 | D×H(%)×0.21 |
| ⑲ | 諸経費3 | 60万円超～100万円以下 注2 | ○ | ○ | ○ | I(%) | 0.1 | D×I(%)×0.1 |
| ⑳ | 諸経費4 | 100万円超～200万円以下 注2 | ○ | ○ | ○ | J(%) | 0.03 | D×J(%)×0.03 |
| ㉑ | 事前指名体制費 | 注3 | ○ | ○ | ○ | K(%) | 1 | D×K(%)×1 |
|  | 小計L |  |  |  |  |  |  | L |
|  | ポイント数計M(D+L) |  |  |  |  |  |  | M |

|  |
| --- |
| 注1・・・設備労務費（⑫～⑮）に対する下請経費（必要な者のみ記入）  注2・・・諸経費は工事に関する現場管理費及び一般管理費とし、そのほかの費用は含めないこと  注3・・・年間を通じて事前指名条件書の条件（工事以外）を実施するために必要な費用。  （必ず記入） |

２ 様式３のポイント数算出方法

下表により提出された総額金額Nに、予め標準工事別に定めた係数Oを乗じたポイント数Pを算出する。＜ポイント数小計Q＝①から③までのﾎﾟｲﾝﾄ数Pの小計＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 標準工事 | 材料規格・材料寸法  適用等 | 数量 | 単位 | 総額金額  （一式）N | 係数  O | ポイント数  P（N×O） |
|  | ﾍﾞﾈｼｬﾝﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ取替 | ｱﾙﾐ製ｷﾞｱ式ｽﾗｯﾄ巾35㎜  W2200×H2000 | １ | 箇所 |  | 6 |  |
|  | 一般用配管の漏水修繕 | パッキン取替 | １ | 箇所 |  | 3 |  |
| ③ | ドアチェック交換 | (一般用・重量用) | １ | 箇所 |  | 10 |  |
|  | ポイント数小計Q |  |  |  |  |  | Q |

３ 様式４のポイント数算出方法

下表により提出された総額金額Rに、予め標準工事別に定めた係数Sを乗じたポイント数Tを算出する。

＜U＝④から⑱までのﾎﾟｲﾝﾄ数Tの小計＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 標準工事 | 材料規格・材料寸法  適用等 | 数量 | 単位 | 総額金額（一式）  R | 係数  S | ポイント数  T(R×S) | |
| ④ | 住宅用雑排水管の詰まり修繕 | 薬品洗浄・トーラー | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑤ | 住宅用便所排水管の詰まり修繕 | 薬品洗浄・トーラー | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑥ | 住宅用配管の漏水修繕 | パッキン取替 | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑦ | 住宅用台所水栓の取替 | 泡まつ自在水栓 | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑧ | 住宅用洗濯機水栓の取替 | 緊急止水弁付横水栓 | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑨ | 住宅用トイレロータンク修繕 | ボールタップ・フロート弁取替 | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑩ | 住宅用給湯器（風呂釜含む）追焚き不良修繕 | ※消耗品交換含む。  ※現地作業 | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑪ | 住宅用給湯器（風呂釜含む）着火不良修繕 | ※消耗品交換含む。  ※現地作業 | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑫ | 住宅用台所換気扇取替１ | 15cm  ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞ･ｳｪｻﾞｰｶﾊﾞｰ除く | １ | 箇所 |  | 1 |  | |
| ⑬ | 住宅用台所換気扇取替２ | 20cm  ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞ･ｳｪｻﾞｰｶﾊﾞｰ除く | １ | 箇所 |  | 1 |  | |
| ⑭ | 住宅用玄関扉ドアチェック取替 | BL製品　標準取付  標準型　30kg以下用 | １ | 箇所 |  | 1 |  | |
| ⑮ | 住宅ハウスクリーニング | 65㎡程度　水廻り有  ※台所、トイレ、浴室 | １ | 式 |  | 1 |  | |
| ⑯ | 住宅用天井・壁塗替 | EP塗替　C種  ※6畳間　（塗面32㎡程度）  ※什器移動含む | １ | 式 |  | 1 |  | |
| ⑰ | 襖張替（両面） | 900×1800  新鳥の子 | ４ | 枚 |  | 1 |  | |
| ⑱ | 畳表替 | JAS規格2等　麻引き  ※6畳間  ※什器移動含む | ６ | 枚 |  | 1 |  | |
|  | ポイント数小計U |  |  |  |  |  | U | |

４ 評価の方法

別に定める基準ポイントの制限の範囲内で、１で算出したポイント数M、２で算出したポイント数Qに対して下表の地域係数T1を乗じたポイント数小計V 及び３で算出したポイント数Uに対して下表の地域係数T2を乗じたポイント数小計W の合計が最小の者から、順位付けを行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 地域係数T1 | 地域係数T2 |
| a/7  a = 10-b | b/3  b = 1～3 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ポイント数小計V | V=Q X T1 |  |
| ポイント数小計W | W=U X T2 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ポイント数計（M＋V＋W） | ポイント数M | ポイント数V | ポイント数W |
|  |  |  |  |